② 通報対象となる施設境界付近の放射線量の取扱い

現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地境界付近の放射線量は、バックグラウンドで五マイクロシーベルト毎時を超えていることから、ＥＡＬについては一律に適用することはしない。今後、線量増加率など、代替可能なしきい値についても考慮する必要がある。

(2)

原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項

東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が設定され、周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることなどを踏まえ、原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策については、福島県の実情を踏まえた対応を行っていくことが必要である。

① 避難地方公共団体を考慮した人員配置、緊急時モニタリング体制

福島県においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることから、必要な緊急時モニタリング体制を構築することが困難になっている。このため、資機材を保有する地方公共団体、関係機関及び事業者への協力要請、活動の調整など、国が緊急時モニタリングを積極的に支援・協力することが必要である。

② 警戒区域の外の区域における防護対策

居住制限区域や避難指示解除準備区域では居住者等の一時的な立入りが比較的自由に認められている。このため、万一原子力災害が発生した場合、避難指示などを伝達するための人員の確保が極めて困難となることから、情報伝達について様々な手段を事前に準備しておくとともに、関係機関への協力要請など、国も積極的に協力することが必要である。

③ スクリーニングの体制構築及び実施方法

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにより、原子力災害対策重点区域が暫定的に大きく拡大したため、万一原子力災害が発生した場合、スクリーニングを実施するための体制構築が極めて困難となることから、資機材を保有する地方公共団体及び関係機関への協力要請、活動の調整など、国が積極的に支援することが必要である。

④ 避難者への避難指示等の在り方

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされている一方、それらの区域外でできるだけ地元に近い地域に戻って居住している避難者が存在する。万一原子力災害が発生した場合には、居住地の地方公共団体が域内の一時滞在者（旅行者、出張者等）と同様に適切に避難指示等を伝達する必要がある。その際、居住実態の把握が重要となることに留意する必要がある。

(3)

中長期対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活をおくることとなった。平成二十五年一月現在までに、一部の地域について警戒区域が解除されるとともに、従来の避難指示区域が見直され、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の三つの区域が設定されたが、このうちの帰還困難区域については、特に空間放射線量率が高く、一時立入りをする場合には個人線量管理やスクリーニングが求められている。また、それ以外の区域についても、一時立入りをする場合のスクリーニング等が原則義務付けられていないものの、宿泊はできない等の制約もあり、空間放射線量率を下げるため除染措置を継続していく必要がある。また、複合災害に伴う長期間の避難、屋内退避、集団生活、ストレス等が、現在の健康状態に影響を与え、さらに将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。

したがって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の中長期対策については、このような被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要である。

(4)

今後の検討課題について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所が特定原子力施設に指定され、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが必要とされている状況を踏まえ、同発電所のリスク評価等を実施した上で、今後、同発電所に係る原子力災害対策上留意すべき事項、モニタリングにおける同発電所固有の監視項目、廃炉工程での事故想定並びにそれを踏まえたモニタリング実施体制及び役割分担、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等について、検討を進めていく必要がある。

第6

今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

・実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びＥＡＬの在り方

・ＩＡＥＡが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのＯＩＬの算出、ＯＩＬの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくＯＩＬの設定の在り方

・プルームの影響を考慮したＰＰＡの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

② 緊急時モニタリング等の在り方

・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、ＯＩＬの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方

③ オフサイトセンターの在り方

・実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方

④ 緊急被ばく医療の在り方

・ＵＰＺ以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのＥＡＬやＯＩＬの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等

⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方

・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等

⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7

結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。

○東北地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男